

議案第四十六号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表十の項を削り、同表十一の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）」に改め、同項を同表十の項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改

正する法律（令和元年法律第十六号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。